

10.1.9 廃棄物等

1. 産業廃棄物及び残土

(1) 予測及び評価の結果

① 工事の実施

a. 造成等の施工による一時的な影響

(a) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ 可能根限り産業廃棄物の有効利用に努め、廃棄物の発生量を低減する。
- ・ 周囲の地形や既存道路等を活用することで、改変面積を可能な限り低減する。
- ・ 掘削工事に伴う発生土は、安全性を考慮した上で可能な限り盛土等に利用することで残土の発生量を可能な限り低減する。
- ・ 定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

(b) 予測

7. 予測地域

対象事業実施区域とした。

4. 予測対象時期

工事期間中とした。

ウ. 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測した。

エ. 予測結果

対象事業実施区域における工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量は、表 10.1.9-1 のとおりである。発生した産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、可能な限りリサイクル等の有効利用に努める。

有効利用が困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処分する。

また、工事に伴い発生する土量は、表 10.1.9-2 のとおりである。工事に伴い発生する掘削土等は、安全性を検討した上で、可能な限り対象事業実施区域で処分する計画である。

なお、昨今の土砂災害等を鑑み、盛土の安全性については、関係機関等との協議を踏まえ、必要に応じて対象事業実施区域外へ残土を搬出することも検討する。

表 10.1.9-1 工事に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量

(単位：t)

種 類	発生量	有効利用量	処分量	有効利用及び処理方法
コンクリート殻	345	345	0	中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
伐採木	6,855	6,855	0	有価材→業者へ売却 根株、枝葉→中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）またはサーマルリサイクル
木くず（型枠・丁張残材）	105	105	0	中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）→サーマルリサイクル
廃プラスチック類	30	30	0	分別→中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）またはマテリアルリサイクル
金属くず	45	45	0	業者へ売却
紙くず（段ボール）	30	30	0	分別回収し、リサイクル
アスファルト殻	870	870	0	中間処理施設（合材プラント）

表 10.1.9-2 工事に伴い発生する土量

(単位：m³)

工事種類		計画土量	
発生量（切土）	工事用道路	165,888	443,632
	風車ヤード	277,744	
利用量（盛土）	工事用道路	172,086	449,848
	風車ヤード	25,337	
	残土処分場	252,425	
残土量		-6,216	

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に関する評価

造成等の施工に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・可能根限り産業廃棄物の有効利用に努め、廃棄物の発生量を低減する。
- ・周囲の地形や既存道路等を活用することで、改変面積を可能な限り低減する。
- ・掘削工事に伴う発生土は、安全性を考慮した上で可能な限り盛土等に利用することで残土の発生量を可能な限り低減する。
- ・定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。